

特別養護老人ホームの重点化に伴う入所申込み方法の見直しについて

1 特別養護老人ホームの重点化の概要について

(1) 見直しの概要

特別養護老人ホームは、入所の必要性の高い方の優先的な入所に努めるよう義務付けられていますが、在宅での生活が困難な中重度の要介護認定者を支える施設としての機能に重点化することから、保険給付の対象者について、次のとおり見直しが行われました。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none">要介護 1 から 5 までの方	<ul style="list-style-type: none">要介護 3 から 5 までの方要介護 1 又は 2 であって、その心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる方…『特列入所対象者』

(2) 特列入所対象者の要件（勘案事項）

要介護 1 又は 2 の方の特例的な入所（特列入所）に係る要件として、次の事情を考慮するとともに、その運用に当たっては、市町村が適切に関与します。

- ① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ② 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 適用

2015 年（平成 27 年）4 月 1 日以降に入所する方から適用します。

なお、2015 年（平成 27 年）3 月 31 日時点で施設に入所していた方については、要介護度に関わらず、引き続き当該施設に入所している間は、従前の取扱いを適用します。

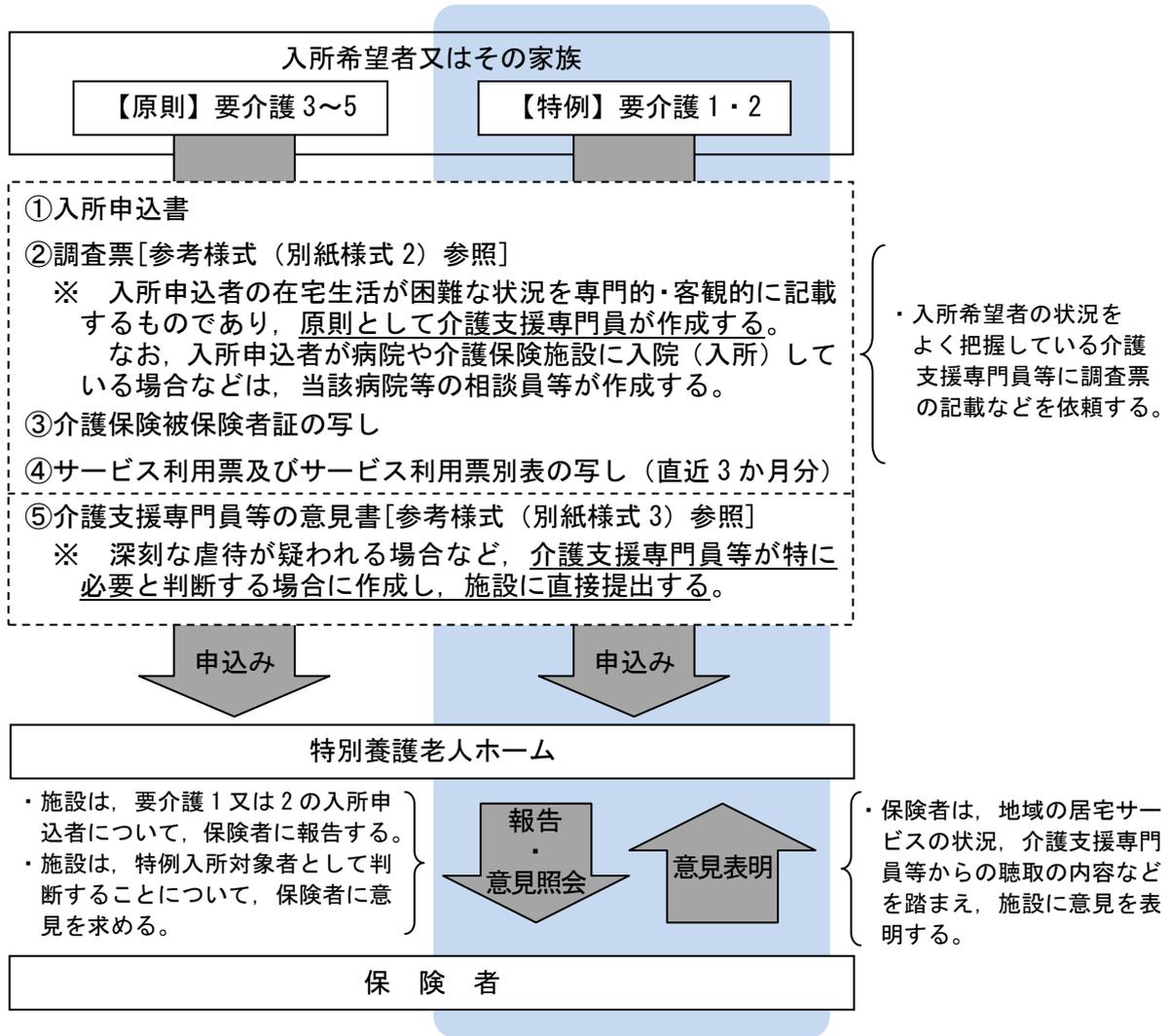
2 入所に関する指針の改正について

施設の入所決定手続きなどについて規定する国や広島県の指針が改正されたため、本市においても指針を改正しました。

これにより、2015年（平成27年）4月1日以降は、施設への入所申込み方法などが変更となります。

なお、本市の指針は、広島県の指針を踏まえて策定したものであり、県内統一の取扱いとなっています。

3 入所申込みなどの流れ



4 介護支援専門員等の関与について

入所申込みに当たっては、

- ・ 豊富な経験や専門知識を有する介護支援専門員等の支援により、施設に入所するまでの間、居宅サービスや地域の生活支援サービスなどをより適切に利用することができ、在宅生活の継続につながると考えられること
- ・ 入所の必要性の高い方の優先的な入所を促進するため、在宅生活が困難な状況について、専門的かつ客観的に把握し、評価できると考えられること

などの理由により、介護支援専門員等の関与を求めるものです。

つきましては、調査票の作成などについて、御理解と御協力をよろしく願います。